

仕 様 書

- 1 品名
経皮ガスモジュール
- 2 製品型式番号等及び数量
Sentec 社製
デジタルモニターシステム 一式

【構成内訳】

製品型式名等	製品番号	数量
デジタルモニター	tCOM+	5
V-Sing TM センサ 2	VS-A/P/N	5
アタッチメントリング Easy SF	MARe-SF	5
センサージェル個装タイプ	-	5
キャリブレーションガス 1 本	103149J	5
非粘着性ラップ	103520	5
メンブレンチェンジャー	MC	5
IntelliBridge EC5 ID モジュール	865114	5

- 3 納入設置期限
令和 8 年 9 月 30 日（水）
- 4 納入場所
大阪府大阪市都島区都島本通 2 丁目 13 番 22 号
大阪市立総合医療センター さくら 9 階
- 5 保証期間
検査合格日より 1 年間
- 6 特記事項
 - (1) 本物品の搬入・据付にあたっては、当センターの業務に支障のないように当センターの指示どおり実施し、正常作動するよう必要な点検・調整を行うこと。
また、当センターの負担は発生しないこと。
 - (2) 納品に伴う搬送、既存機器の取り外し(IntelliVue TcG10 5 台)、組立、据付、試運転、稼働に必要なネットワーク工事、既存機器引き取り等、全ての費用は契約金額に含むこと。既存機器引き取りができない場合は、当センター所定の廃棄場所への移設を行うこと。

- (3) 本物品に関する事故・安全情報等は、ただちに報告すること。また、改良等がなされた場合も同様とする。
- (4) グリーン配送の規定を遵守すること。
- (5) 本物品納入の際には、最新の状態かつ未使用品を納品すること。また、後継機種が発売された際は、納入物品等について当センター担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- (6) 納品時に取扱説明書が存在する場合は、納品部署に提出すること。また、シリアルナンバー等、個体の限定が可能な情報は納品書等に記載し報告すること。
- (7) 納品時に当センターの管理する備品シールを貼付し、納品書・保証書・添付文書・取扱説明書・簡易取扱説明書・画像データ（JPEG）を提出すること。
- (8) 機器の仕様方法等に関しては常時説明できること。
- (9) 検収後 1 年間は無償にて定期点検・調整及び故障修理等を随時行うこと。また、検収から 1 年以内にソフトウェア等のアップグレードが発生した場合は、無償で実施すること。
- (10) 本物品に必要な消耗品及び故障時等の物品について供給が確保されていること。
- (11) 本物品の故障及び不具合等に対して、夜間及び祝祭日でも修理等の対応、連絡体制が整備されていること。また、修理または調整作業を速やかに実施できること。なお、故障及び不具合等の状況は、その都度報告し、当センター担当職員の承認を受けること。
- (12) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合（同等品の可否を含む）は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、当センターの解釈によるものとする。
- (13) その他本仕様書に記載のない事項については、適宜当センター担当職員との協議に応じること。

7 事業担当課

〒534-0027

大阪府大阪市都島区中野町 5 丁目 15 番 21 号（大阪市都島センタービル）

地方独立行政法人 大阪市民病院機構

大阪市立総合医療センター 総務部財務課

TEL 06-6929-3622

暴力団等の排除に関する特記仕様書

大阪市民病院機構（以下「発注者」という。）が締結する契約等から暴力団を排除する措置については、「大阪市暴力団排除条例」（以下「条例」という。）、「大阪市暴力団排除条例施行規則」及び「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱」（以下「要綱」という。）に準拠し、大阪市と同様の措置を講じる。

1 暴力団等の排除について

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る発注者監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく委託者に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、発注者及び大阪市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づく特記仕様書

大阪市民病院機構（以下「発注者」という。）は、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に準拠し、大阪市と同様の取扱いをするものとする。

（条例の遵守）

第1条 受注者及び受注者の役職員は、受注業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、受注業務について、次の各号に定める場合、速やかに、その内容を発注者（地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室）へ報告しなければならない。

（1） 条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたとき

（2） 発注者の職員から、違法または不適正な要求を受けたとき

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

○ 地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室の連絡先：06-6929-3275

個人情報等の保護に関する特記仕様書

この契約の履行にあたって個人情報、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の趣旨を踏まえ、適切に取り扱わなければならない。